

固定資産税の減額とついでのお知らせ

※申請は改修工事後、3ヶ月以内に!!

《住宅耐震改修工事に係る固定資産税の減額措置》

昭和57年1月1日以前に建築された住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、申請により一定期間固定資産税額が2分の1減額（1戸当たり120㎡相当分まで）になります。

◎減額期間

工事完了時期	減額期間
平成18年1月1日～平成21年12月31日	3年度分
平成22年1月1日～平成24年12月31日	2年度分
平成25年1月1日～平成27年12月31日	1年度分

《バリアフリー改修工事に係る固定資産税の減額措置》

高齢者等が居住する、平成19年1月1日以前から所有する住宅について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合（平成19年4月1日～平成22年3月31日までの間）、申請により翌年度分の固定資産税額が3分の1減額（1戸当たり100㎡相当分まで）になります。

◎居住要件

次のいずれかの者が居住すること

- ① 65歳以上の方
- ② 介護保険において、要介護認定または要支援認定を受けている方
- ③ 障害のある方

◎対象となる改修工事

- （補助金を除く自己負担額が30万円以上であること）
- ・ 廊下の拡幅
 - ・ 手すりの取り付け
 - ・ 階段の勾配の緩和
 - ・ 浴室の改良
 - ・ 床の段差の解消
 - ・ 引き戸への取替え
 - ・ 便所の改良
 - ・ 床表面の滑り止め化

《省エネ改修工事に係る固定資産税の減額措置》

平成20年1月1日以前に建築した住宅に、一定の省エネ改修工事を行った場合（平成20年4月1日～平成22年3月31日までの間）、申請により翌年度分の固定資産税が3分の1減額（1戸当たり120㎡相当分まで）になります。

◎対象となる改修工事

- （費用が30万円以上であること）
- ・ 窓の改修工事（例：窓の二重サッシ化、複層ガラス化など）
 - ・ 窓の改修工事と併せて行う床、天井、または壁の断熱工事

※各制度について、改修工事後3ヶ月以内に申請してください。申請の方法など、お問い合わせは、市税務課固定資産税係（市役所1階 ☎32・2115）まで。



平成20年10月に採用する 職員の採用試験を行います

【試験区分・採用予定人員および受験資格】

平成20年10月1日採用

試験区分	採用予定人員	受験資格
情報処理	1名	昭和50年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人で次のいずれかの試験に合格している人。 ○第一種情報処理技術者試験 ○第二種情報処理技術者試験 ○アプリケーションエンジニア試験 ○基本情報技術者試験 ○ソフトウェア開発技術者試験

【試験日】

第1次試験 7月27日（日）

第2次試験 第1次試験合格者に別途通知します。

【受付期間】

7月1日（火）から7月16日（水）まで。郵便による申し込みは、7月16日（水）までの消印のあるもの限り受付します。

【申込用紙の請求および提出先】

小松島市役所秘書人事課2階分室（〒773-8501小松島市横須町1番1号）まで。

郵便による請求の場合は、返信用定形封筒（80円切手貼付）を同封してください。

ホームページからのダウンロードもできます。

受験資格等のお問い合わせは、市秘書人事課（☎32・3804）まで。